

「しんきん事業者カードローン」

(平成26年4月1日現在)

資 金 使 途	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金
融 資 対 象 者	・ 信用保証協会の下記資格要件を満たす事業者および企業 (信用保証協会の保証承諾が必要です。) 同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っている個人事業主・法人で、かつ当庫と6ヶ月以上の融資取引をしていただいている先 (企業組合、協業組合以外の組合を除きます。)
貸 越 極 度 額	100万円以上2,000万円以内とします。
融 資 単 位	1,000円以上で1,000円単位とします。
契 約 期 間	1年または2年毎の更新とし、保証協会が指定する保証期限とします。
融 資 金 利	金庫所定となります。
返 済 方 法	約定返済・随時返済があります。
連 帯 保 証 人	法人の場合、代表者の方を連帯保証人といたします。
担 保	原則として不要です。
保 証 料	保証協会所定の保証料は別途いただきます。
再 手 数 料	カードを再発行する場合には、再発行手数料として1,000円(消費税別)がかかります。
そ の 他	保証協会所定、当金庫所定の書類を提出していただきます。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（９時～１７時、電話：０２２６-２２-６８３０）にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください
---------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉